

# 自筆本『明月記』の研究

— 冷泉家時雨亭叢書本を用いて —

藤川功和

【キーワード】藤原定家の日記

## はじめに

今、藤原定家（一一六一～一二四一）の日記『明月記』の研究が急速に進んでいる。その一つの要因として、冷泉家から冷泉家時雨亭叢書として定家自筆の『明月記』が刊行されつつあることがあげられる。全五巻の刊行予定で、平成十三年九月現在、四巻まで刊行済みである。

従来、『明月記』は明治四十四年に国書刊行会から刊行された、底本の多くを写本に拠つた活字本が用いられてきた。<sup>(1)</sup>

本を容易に見られるようになることの利点の第一は、従来の活字本と自筆本とで記事が重なる部分について校合が行えるようになる事であり、今後はより正確な本文を元にした読みとりが期待される。

また、記主自身の字の修正、加筆、削除、補入といった、写本では殆ど再現されていない記事作成当時の様相を、よく知る

ことができる点も自筆本の特質であろう。修正、加筆の痕跡から、記事推敲過程や、記事全体の執筆時期等の推定を試みたものとしては、辻彦三郎氏に著名な論考がある。<sup>(2)</sup> 辻氏のは、主に治承四、五年記に限つての論究であったが、自筆本の影印刊行によつて、『明月記』全体について、記主の記事作成の詳細を伺うことができるようになった。本稿では、自筆本を見るこによつて、どういった発見が得られるのかを、先行研究における指摘を踏まえつつ、以下に述べてみたい。

## 一 自筆本『明月記』の原本と清書本

近年、自筆本『明月記』については、山本信吉、尾上陽介両氏によつて詳細な検討がなされている。<sup>(3)</sup> 両氏とも、自筆本『明月記』を、体裁の観点から、以下の四つに分類している。

- A、界線あり・紙背文書なし
- B、界線あり・紙背文書あり

【冷泉家本『明月記』自筆本一覧表】

年	次	種類	区分
建久七年七月記断簡		原本	清書本
正治元年（一一九九）十二月記		原本	清書本

〔以下、冷泉家時雨亭叢書一所収〕

年	次	種類	区分
建久三年（一一九一）三月四月五月記		原本	清書本
建久七年（一一九六）四月記		原本	清書本
建久七年五月六月記		原本	清書本
正治二年（一一〇〇）正月二月記		原本	清書本
建仁元年（一一〇一）三月記		原本	清書本
建仁元年四月十月十一月建仁二年正月記		原本	清書本
建仁二年（一一〇二）夏記		原本	清書本
建仁二年秋記		原本	清書本
建仁三年（一一〇三）春記		原本	清書本
建仁三年夏記		原本	清書本
建仁三年秋記		原本	清書本
建仁三年十月十一月記		原本	清書本
元久元年（一一〇四）夏記		原本	清書本
元久元年秋記		原本	清書本
元久元年秋冬記		原本	清書本
〔以下、冷泉家時雨亭叢書二所収〕		原本	清書本
元久二年（一一〇五）春記		原本	清書本
元久一年夏記		原本	清書本
元久一年秋冬記		原本	清書本
元久二年十二月記		原本	清書本
建永元年秋記		原本	清書本
建永元年（一一〇六）五月六月記		原本	清書本

二

年	次	種類	区分
建永元年冬記		原本	清書本
承元二年（一一〇八）春記		原本	清書本

〔以下、冷泉家時雨亭叢書三所収〕

年	次	種類	区分
建暦元年（一一一二）十一月十二月記		原本	清書本
建暦二年（一一一二）四月記		原本	清書本
建暦二年五月六月記		原本	清書本
建暦二年秋記		原本	清書本
建暦二年十月記		原本	清書本
建暦二年十二月記		原本	清書本
建暦三年（一一二三）四月記		原本	清書本
建暦三年八月九月閏九月記		原本	清書本
建暦三年冬下記		原本	清書本
建暦三年冬上記		原本	清書本
元仁二年（一一二五）春記		原本	清書本
〔以下、冷泉家時雨亭叢書四所収〕		原本	清書本
嘉禄二年（一一二六）春記		原本	清書本
嘉禄二年冬記		原本	清書本
嘉禄二年夏記		原本	清書本
嘉禄二年（一一二七）冬記		原本	清書本
嘉禄三年（一一二八）三月四月記		原本	清書本
寛喜元年秋記		原本	清書本
寛喜元年（一一二九）三月四月記		原本	清書本
寛喜元年冬上記		原本	清書本
寛喜二年（一一三〇）閏正月記		原本	清書本
寛喜二年二月三月記		原本	清書本

C、界線なし・紙背文書あり

D、界線なし・紙背文書なし

また、尾上氏は、分類A、分類Bについて、「字句の訂正や補入等の推敲の痕跡が極めて少ないうえ、日付ごとに墨色が変化するようなこともなく整然と文字が書かれており、清書されたものであることは間違いない」との見解を示しておられる。<sup>(4)</sup> 尾上氏の指摘に拠ると、現在刊行されている冷泉家本を清書本と原本<sup>(5)</sup>とで、前頁のように弁別しうる。

### 【表・注】

①表中の区分は、尾上氏の指摘による。

②冷泉家時雨亭叢書一所收の建久九年十一月臨時祭記は、別記

であるので、本稿では考察対象から除外する。

③建久七年七月記断簡は、建暦二年秋記第四紙に貼り継がれて

いることが、前掲尾上氏論文に指摘されている。

では、自筆本の内でも、原本と清書本とで、それぞれどうい  
つた考察を試みることができるのであろうか。次節以降で私見  
を述べたい。

## 二 原本における字の修正、加筆

原本にみられる字の修正、加筆の痕跡を辿ることで、どうい  
つた知見を得ることが出来るのか、その一事例をみてみよう。

『長恨歌伝』の内、定家が引用した箇所を中心あげた。ここ  
は玄宗皇帝が楊貴妃を部下に処刑させた後、乱を鎮めて成都に  
戻った場面である。乱が治まり「太上皇」となつて再び平穏な  
日々を送る玄宗皇帝であつたが、楊貴妃はもはやこの世になく、

可乘馬由示之、令乘油小路北行、檢非違使馬前令打云云、樂  
尽悲來、人界之習可悲、仲頼猶付入道被召、為彼沙汰所召進云々

②冷泉家時雨亭叢書明月記一・建久七年四月十五日条図版

楽しかった日々は過ぎ去り、楊貴妃を失った哀しみが去来するばかりであった。この中で「樂尽悲來」という語は、楊貴妃を失い一人残つた玄宗皇帝のいい知れない喪失感を表すのに用いられている。

（資料2）『本朝文粹』・卷第十四（本文は岩波書店「新大系」）

為中務卿親王家室冊九日願文 後江相公

弟子重明、稽首和南。生者必滅、訥尊未免栴檀之煙、樂尽哀來、天人猶逢五衰之日。雖知苦海之常理、還迷淚川之難留。伏惟、亡室藤原氏、柔和稟性、婉順在心。（後略）

（資料3）『和漢朗詠集』下・無常・七九二

生者必滅 訥尊未免栴檀之煙 樂尽哀來 天人猶逢五衰之  
日 江 （本文は新潮社「古典集成」）

我が国における「樂尽悲來」語は、（資料2）に示した如く、古くは『本朝文粹』所収の大江朝綱の漢詩に使用が認められる。この朝綱の漢詩は、平安時代中期に藤原公任が和歌と漢詩の秀句を撰んだ『和漢朗詠集』にとられ、次第に人口に膾炙していつたのである。<sup>(6)</sup>

さて、今『明月記』の「樂尽悲來、人界之習可悲」と、『長恨歌伝』の傍線部「樂尽悲來、每至春之日、冬之夜」と、『和漢朗詠集』の傍線部「樂尽哀來 天人猶逢五衰之日」の文言を比較してみる。すると、『明月記』における表現は、源泉である『長恨歌伝』よりも『和漢朗詠集』との文言の一致がより大きいことが、管見に入る限り嘉禄元年二月二十九日条及び寛喜元年八月

とに気付かされるのである。  
この点についてはすでに佐藤恒雄氏に以下のようない指摘がある<sup>(7)</sup>。

『明月記』に「樂しみ尽きて悲しみ來たる、人界の習ひ悲しむべし」（建久七・4・15）「樂しみ尽きて悲しみ來たる、是れ人界の習ひなり」（建保元・1・29）とある。ともに「人界の習ひ」云々とあるのは、直接的には和漢朗詠集793の「樂尽哀來、天人猶逢五衰之日」（朝綱）を念頭に置いているとみてよい。そして同時に、定家は別に「昔日友と花を観びし所、時移り事去り、花は猶春毎に回らず」（嘉禄元・2・29）云々と同じ字句を踏まえてもいるから、朝綱が拠つた白氏文集396長恨歌伝の「時移事去、樂尽悲來」をも重層的に撰取しているに違いない。

佐藤氏は、今問題にしている建久七年四月十五日条における「樂尽悲來」語撰取について、「直接的には和漢朗詠集」「を念頭に置」きつつも、「長恨歌伝」「をも重層的に撰取している」と指摘される。そして、その根拠として、嘉禄元年二月二十九日条で、「時移事去」という『和漢朗詠集』ではなく『長恨歌伝』にのみ記されている文言を、定家が使用している点をあげておられる。

十九日条と、いざれも定家晩年である点には注意が必要だろう。

問題の箇所について、前掲の自筆本の図版をみてみよう。すると、一行目上から十字目と、二行目上から二字目の二つの「悲」字が元の字に上書きして「悲」と修正されていることがわかる。この建久七年四月記がいわゆる清書本ではなく、日記をつけた当日の様態を多く留めた原本であることを考へるならば、定家は最初に「樂尽悲來」という文言を誤って記憶していて、日記に使用したものと考えられる。それを記した直後か、或いは後日その誤りに気づき、字の上書き修正を施したのではないだろうか。

そのように考へると、佐藤氏の『長恨歌伝』と『和漢朗詠集』との「重層的な撰取」という指摘について、文言との一致を重視するならば、建久七年記時点では、『和漢朗詠集』に学んだ文言をそのまま記したと考へる方が妥当と思われる。それが、徐々に源泉たる『長恨歌伝』にまで、漢籍に対する知識を深めた結果、先に見た嘉禄元年での「時移事去」引用へと繋がつたと見ることができるのでないだろうか。佐藤氏は、前掲論文の中で、「(定家の白詩受容の実態について) まずは広く朗詠(和漢朗詠集・新撰朗詠集 藤川注) 詩句を学習して歌作し、その中の大きな部分を占める白楽天の詩に関わってゆくことになった」と指摘されるが、同様な学習経路が「樂尽悲來」という語についてもみてとれるのではないだろうか。

残念ながら、現段階では「悲」字の下に本来どういった字が記されていたのか、俄には判読できない。しかしながら、こういった自筆本ならではの記主本人の修正・加筆の痕跡を辿ることによって、記主の漢籍に対する習熟度をも僅かながら垣間見ることが出来るのではないだろうか。

### 三 原本を用いた記事作成過程の推定

〔用例1〕建久七年六月二十三、二十四日条

廿三日 天晴

巳時許参一条殿御不例朝間還御

昼後毎日令発給但雖朝間猶温氣御坐云々

相次参内午時許帰家

今日刑部語云昨晩侍雜仕開妻戸出之間着柿法師

走懸欲取付仍逃入妻戸内と思之間絶入了所司見付令昇出  
廿四日 天晴 昨今猶度々絶入是天狗所為歟  
此一条殿御不吉也

巳時許参七条坊門御少熱物猶六借御坐云々

午時帰家自昨日股有小瘡出行之間甚痛

仍請時成朝臣令見雖非大事可付藥之由示之

殿下一昨日御参内之間御足頗痛御自昨日事外令苦痛給  
仍去夜御退出召医師等有御療治云々

廿五日 天晴 暑氣殊甚

(後略)

四版  
1

井之口  
已以許子公  
孟懿子  
叔孫武仲  
季孫閱  
皆有司  
之政  
則可也  
子思子

ことを示している。次の日の記事が既に記された後で、一日前の記事との余白に、前日に関する情報を補記しようとしたために、スペースの関係から、字の大きさを小さくしたり、翌日記の日付の行まで記事があたかも食い込むような形で記述せざるを得なかつたのであろう。

では、両日条の補記と思われる部分の記事内容をみてみよう。  
二十三日条末尾数行は、「刑部語云」と、定家が刑部卿源宗雅から聞き伝えた話が記されている。その内容は、「侍雜仕」が「妻戸」を「開」いて出ようとしたところ、「柿法師」が飛びかかってきたというものであった。「侍雜仕」は「逃入妻戸内」ろうとしたが、「絶入了」つたという。定家は、「昨今猶度々絶入是天狗所為歟」と、この怪異を耳にして、天狗の仕業かと記している。

建久七年六月記の二日分の記事をあげた。今、注目したいのは二十三、二十四両日条のそれぞれの末尾である。それぞれの末尾数行分は、【図版1】からも伺えるように、同日記の前半部に比して明らかに字の大きさが小さい。特に二十三日条の末尾「昨今猶度々絶入是天狗所為歟此一条殿惣不吉也」は、二十四日条に食い込むように記されている。このことは、二十三日条の末尾数行分が、二十三日当日には記されないままに、先に二十四日条が記された後で、二十三日末尾数行分が後日補記された

の狭い余白を利用して記していることからも、定家がこういつた情報をいかに気に留めていたのかが伺えよう。

〔用例2〕正治二年正月十一日、十三日、十四日条

十二日 天陰雨雪交降申後漸甚雨

上皇今日御幸皆瀬御所云々供奉人着水干云々

八条院御幸宇治<sub>西御方母儀宅也</sub>

中宮行啓八条院 並節分御方違也

已時許參大臣殿<sub>參先御所</sub> 申時許退下

仰云今年欲參釈奠其以前可行政而日數

漸迫了除日十九日可始云々十六日節会十八日修正

可參其間無日次歟此事欲示合良業仍遣召之

秉燭以後束帶<sub>此間雨止依雨</sub> 着之 參大臣殿御共參

御所深更御八条殿<sub>大臣殿半部御車</sub> 取炬火出車

三兩予<sub>忠行朝臣資家</sub> 前駕<sub>頭家、資家長兼宗行</sub> 能季<sub>奉行</sub> 保季<sub>兼時</sub>

公卿騎馬 権大夫 二位中納言<sub>淺履</sub> 三位中將<sub>公房半靴</sub>

入御大臣殿<sub>御車寄</sub> 御退出御共之後退下

今夜參御所宿依節分忌也

十三日

陰晴雨灑止甚寒

念誦秉燭之程參大臣殿深更退下

今日三崎庄物適到来不法奇恠但

立春後期以之為吉事

健御前被<sub>帰</sub> 坊門了

夜前僧事奈良僧都御房任大僧都給云々

十四日

天晴

為上格子參宮西時許殿後御參之後中將殿

(14紙)

依仰令參九条殿給御共奉具若君歸參御車

之間無御沓仍奉懷之依無可然人雖重役

強所奉仕也入夜相具女房令還九条殿給了

深更殿下還御、共之後退下

明日宮還御延了云々不知其由

今日葦毛依召引進大臣殿了給御隨身了云々

上皇今日還御云々女房二品先帰洛 为面目

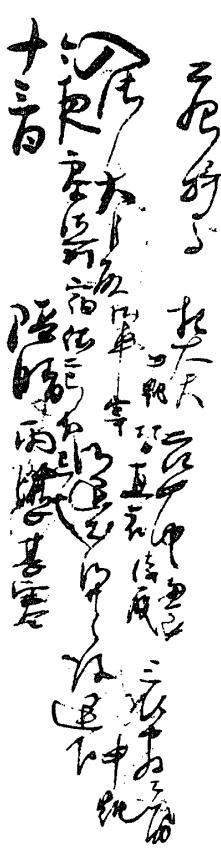
十五日 天晴

以殿上人為前駕是常事云々

(後略)

正治二年正月記の三日分の記事である。〔用例1〕同様、記事末尾に注目してみると、それぞれの条の末尾に翌日条の最初の行との間に挟まるるように、「今夜參御所宿依節分忌也」「夜前僧事奈良僧都御房任大僧都給云々」「上皇今日還御云々女房二品先帰洛以殿上人為前駕是常事云々」と記されている。

〔図版2〕



十二

十三

【図版3】

【図版4】

特に後者二例は「云々」と伝聞の形で記されている。これらの情報も、聞き伝えたのは後日で、聞いた後で記事間の余白に補記したことが伺える。十二日条の二行目に「上皇今日御幸皆瀬御所云々供奉人着水干云々」であるように、後鳥羽院はこの日から水無瀬殿に御幸していた。十四日条末尾の補記は、後鳥羽院が水無瀬殿から還御したという情報についてのものであつた。すでに土御門帝に譲位したとはいえ、実質的な指導者たる後鳥羽院の動向の一つは、官人として仕えている定家にとつては、是非とも補記すべき事柄であったのであろう。

以上、原本を材料に考察を試みた。自筆本の中でも、原本と

目される記事には、原本であるが故に、清書本に比して、記事の加筆、修正、補記といった様々な記事の加工、推敲の痕跡を見て取ることが出来る。それらの痕跡を辿ることによって、我々は記主がどういった事柄に強い興味を持ち、どのように事柄に対峙していったのかを伺うことが出来るのである。

#### 四 清書本の考察——嘉禄元年記の場合——

本節では、清書本に記された記事について若干の考察を加えてみよう。

〔用例3〕『明月記』嘉禄二年五月十一日、十二日条

日入之程宮廻路月明行向家長朝臣宿所下州

其妻相共談往事月没帰

十一日 天晴

十二日 天晴

夏の夜のそれをにのこる山のはをいそきし月は云かひも

返哥家長夏夜の其谷残月よりも忿し君は云かひもなし

14

入夜宮廻月朧、

〔資料4〕活字本嘉禄二年五月十二日条

十二日、天晴、

夏の夜のそれにのこる山の端をいそきし月は木かくれも

なし

夏の夜のそれに残る月よりも忘れし君は木かくれもなし

入夜宮廻、月朧に、<sup>14</sup>

自筆本嘉禄二年五月十一、十二日条と、従来の活字本の嘉禄二年五月十二日条をあげた。今、特に十二日条に注目すると、傍線を付した箇所に自筆本と活字本とで明らかに本文異同が存する。傍線の番号は自筆本と活字本とで対応しており、大きく四点の異同が見いだせる。

まず、傍線1から3までは、和歌に関する本文異同である。この二首は、記主定家と、定家と同じ新古今時代を代表する歌人源家長との間で交わされた贈答歌である。この時、定家五歳。家長は五十七歳くらいと、ともに老齢であった。定家は、これに先立つ七日から、京を出て、日吉神社に参籠していた。そして、前日十一日に、同じく参籠中だった家長とその妻の宿坊を訪れ、「月没帰」るまで、「相共談往事」じたのであった。家長の名は、建久年間から頻繁に『明月記』にみられる。二人は官人として宮中に仕えていただけではなく、後鳥羽院主導による『新古今和歌集』編纂にあたっては、和歌所寄人として共に編纂作業に専心した。それだけに、二人の親交は長く、そして深いものであった。それを裏付けるように、例えば寛喜二年、定家が家長に『蜻蛉日記』『更級日記』等を貸した日の記事には「依同心人不存隔心」(六月十七日条)との評が記述されてもいる。この日「相共談往事」じたのも、後鳥羽院時代も含めた過

去への郷愁をお互いに語らつたのである。

さて、自筆本が刊行される以前は、この二首に関しては（資料4）に示した和歌本文によつて解釈がなされていた。久保田淳氏の『訳注藤原定家全歌集』(河出書房新社 昭和六十一年)には、(資料4)の本文をもとに以下のようない解釈がなされている。

(資料5)『訳注藤原定家全歌集』下・二八一八・口語訳

短い夏の夜、それだけでも残つてゐる山の端に急いで隠れてしまつた月は、いい甲斐がない。早くお休みになろうとされたあなたは残念でした。

夏の短夜、それだけでも残つてゐる月よりも急いで帰つてしまわれたあなたは、本当に残念でした。

また、久保田氏は家長の返歌の四句目について、「忘れし君」「怨きし君」の誤りか」と指摘されている。自筆本をみるとよつて、この久保田氏の指摘が的を射たものであることが、確認できる。

さらに、従来の活字本では傍線部4のように「月朧に」で記事が終わつており、あたかもこの後に誤脱があるかのような疑惑を抱く。この十二日条が、天氣の記述の直後に、贈答歌が記されるという、やや唐突な記述がなされていることも、この疑惑を増大させる要因となつていた。現存『明月記』中では、定家の漢詩や和歌が五十二例記されている。その内、贈答歌は四

例みられるが、そのいずれにも、天気の記述の後に即座に贈答歌が記される例は、見いだせない。

しかしながら、「用例3」については、自筆本で本文を確認することによって、誤脱の疑念が払拭されるのである。また、贈答歌の記事に限らなければ、

（資料6）寛喜三年八月一十九日条

廿九日、<sub>壬午、</sub>朝天陰、微羽降、不湿地、午後雨降、  
濛々雨裏無来客、只見林叢漸衰、七十頽齡秋已暮、  
流年流水逝無帰、

（資料7）寛喜三年九月十三日条

十三日、丙申、自夜雨降、辰時許休、終日天陰、日入之後雲僅分、月及巳忽屬晴、涼秋九月々方幽、況寂閑人憶旧遊、良夜清光晴未忘、当初僚友往無留、不眠不臥謫居思、誰問誰知沈老愁、白露金風爰計会、満袂吹袖淚泣々、

のように、天気の記述の後に定家の詩歌が記述される例が、特に晩年期に散見するのである。この頃の日記における詩歌記述の一スタイルであったのであろう。また、「用例3」が日吉参籠の折りの記事であることを重視するのであれば、日吉参籠記事全体は、帰京後によつて記された可能性もある。

（注）  
※引用本文は現行の活字体に改めた。

（1）その後、辻彦三郎氏校訂による史料纂集本『明月記』の第一巻が昭和46年に刊行された。国書刊行会本に比して格段に厳密な校訂が加えられているが、やはり底本の多くを写本に依つてゐる。

原本の段階では、ひとまとめに記していく二日間に渡る家長との交流の記事について、清書本に写す段階で、より日付に厳密にするために、十二日条の末尾「相共談往事月没帰」と「夏史」第286号 昭和47年3月)

- (3) 山本氏「藤原定家の筆跡について—『明月記』自筆本を中心にして」（『國華』第1239号 平成11年1月）、尾上氏「『明月記』原本の構成と藤原定家の日記筆録意識」（『明月記研究』5号 平成12年11月）。
- (4) 体裁の上から、自筆本を清書本と原本とに区分する指摘は、前掲(3)山本氏論文でもなされている。山本氏もA、B両類を清書本と位置づけている点では、尾上氏と同様である。但し、山本氏は、A類を「概ね六十歳代中頃の筆跡」、B類を「六十歳代後半から七十歳に至る最晩年の筆跡」とされる。特にA類の清書時期については、「定家自身は少将から中将となつて朝廷の公事に活躍する一方、父の後をついで勅撰集撰進に携わつた時期であり、仕えている九条家が藤原氏の氏長者として撰閥の地位についていた時期をほぼ覆つてゐる」と比定する尾上氏の意見と主張を大きく異にする。両氏の説の検討も別に必要だが、稿者は定家の筆跡そのものについて吟味する用意ができるいない。したがつて本稿では、自筆本の体裁の面から、清書時期についての推定を試みた尾上氏説に概ね拠つた。
- (5) 本稿では、清書される前の自筆本を原本と定義しておく。
- (6) その他「樂尽悲來」という語は、『高倉院升遷記』、『平家物語』、『太平記』といった平安院末期から中世に至る文学作品に散見する。参考までに一、三例をあげる。

○『高倉院升遷記』 （本文は岩波書店「新大系」）  
八日ごとに建春門院の御月忌とて行はれし、樂しみ尽きて哀しみ来るほどなさ身を思ひしられて、又、かく十四日に御月忌うち続き、御覽じあはするはかなさ思ひ続けて、うしといひし秋にかさねて春の夜の夢の跡をも留めをくかな

○『平家物語』・第三末・平家福原仁一夜宿事  
或ハ近親ノ好、仕ニ異ナル末モ有。或ハ重代ノ芳恩コレ深キ者モ有。家門繁昌ノ昔ハ、恩潤ニ依テ私ヲ顧キ。樂ミ尽キ悲ミ来ル。今何ゾ思慮ヲハゲマシテスクハザラムヤ。

（本文は勉誠社「延慶本平家物語本文篇」、以下同じ）  
○同・第六末・法皇小原へ御幸成ル事

凡、有生者必ズ滅シ、有始者終アリ。樂尽テハ非來ルタメシアリ。前世ニ戒善戒行薄クオワシケルニヤ、今カ、ル御身ニナラセ給ヘリ。  
恭賀

○『太平記』・卷十八・春宮還幸の事（本文は小学館「新全集」）  
長生殿の裏には梨花の雨塊を破らず、不老門の前には楊柳の風枝を鳴らさず。今日を千年の始めと、目出たき様にて座せしに、樂しみ尽きて悲しみ來たる人間の習ひなれば、中一年あつて、建武元年の冬の比よりも天下乱れて、公家の御世、武家の成敗になりしかば、一宮は終に越前の金崎の城にて御自害ありぬ。

- (7) 「定家と白詩」（『和漢比較文学』十七号 1996年8月）  
(8) この話をはじめ、定家が「怪異」「異類」をいかに記述していたのかについては、小峯和明氏に論稿「『明月記』の怪異・異類」（『明月記研究』2号 1997年11月）がある。
- (9) 源家長の生年は明らかではない。本稿では、没年（文暦元年（一二三四））時点での「六十五歳位」とする岩波「日本古典文学大辞典」（後藤重郎氏）に拠つておく。
- (10) 『明月記』に記された定家の自作詩歌記事については、以前拙稿「定家の『明月記』に対する意識——自作詩歌記載の視点から——」（『古代中世国文学』13号 平成11年7月）でも検討を加えた。

## A Study on Meigetsuki

Yoshikazu FUJIKAWA

"Meigetsuki" is the diary to have continued to be written down over the lifetime by poet Sadaie Fujiwara which represents "Sinkokin" times. In the past, as for "Meigetsuki", the block letter which made several kinds of manuscripts an original text was often used.

However, at present, "Meigetsuki" of the Sadaie handwriting is being published in the shadow mark by all five schedules from the Reisei house shower in late autumn bower series.

When seeing those Sadaie handwriting books, the manuscript can see a lot of modalities at the time of the article creating such as the correction of the article of writer himself who am hardly reproduced, the correction to it, the deletion and the revision. herefore, in this manuscript, it has a purpose of that the new knowledge which is gotten by considering the Sadaie handwriting book of the shower in late autumn bower series which is published in four at present is described.